

我が国における不正会計の 傾向と分析(1)

—2004年～2008年における不正な財務報告—

Trend and Analysis of Accounting Fraud in Japan (1)

—Fraudulent Financial Reporting: 2004-2008—

一ノ宮 士郎

Shiro Ichinomiya

専修大学経営学部

School of Business Administration, Senshu University

■キーワード

不正会計, 粉飾決算, 内部統制, 事例研究

■要約

不正会計の背景や特徴等を浮き彫りにするため, 本稿では, 2004年から2008年の5年間の不正会計事例の傾向を定性的に分析した。内部統制導入や監査基準等の改正等にもかかわらず, ベンチャー企業あるいは中小企業だけでなく, 老舗企業や大企業でも不正会計が発覚し, 全般的に不正リスクは高まっている。不正会計には共通点もあり, 事例研究による傾向分析を実施すれば, 財務分析と併用することで不正会計の検出に有用であろう。

■Key Words

Accounting Fraud, Window Dressing, Internal Control, Case Study

■Abstract

In this paper, I qualitatively analyze the trend of accounting fraud that occurred in the five years from 2004 to 2008 in order to highlight the characteristics and backgrounds of accounting frauds. Despite the introduction of internal control and amendments of audit standards, accounting frauds are discovered in not only the venture companies or the small and medium-sized companies, but also even long-established companies and large enterprises, therefore the overall risk of fraud has increased. Accounting frauds have some common grounds, therefore the trend analysis using case studies by combination with financial analysis will be useful for detecting the accounting fraud.

受付日 2016年4月1日

受理日 2016年5月7日

Received 1 April 2016

Accepted 7 May 2016

1 はじめに

昨年は、東芝を巡る不正会計問題が大きな話題となった1年であった。会計・監査分野においては、確かに東芝の不正会計は大きな問題ではあるが、過去10年間で回顧すれば、かかる不正会計問題は、かなりの件数が確認されている。このように不正会計問題は古くて新しい問題であるが、過去10年間の不正会計動向を振り返り、現時点において不正会計の傾向を分析し、外部利害関係者にとっての留意点を検討することは有意義であろう。

不正会計については、東芝にも使用されている「不適切な会計」と称される場合が最近多い。しかし不適切な会計という表現は、非常に曖昧であり、単純な誤謬から粉飾決算まで広範囲な内容を含んでいる。実態は会計理論的にも法的にも、正常あるいは適切な会計ではないことを意味している。海外の文献では、従業員が横領を隠蔽するため帳簿を改竄する場合から、経営者が架空取引を捏造し虚偽の財務報告を行う場合に至るような事例に対して、Fraudという用語を一般に使用していることが多いことに鑑み、本稿では不適切な会計ではなく、「不正会計」という用語で統一したい。単純ミスやグレーな利益操作のみならず、違法行為・粉飾決算も含むため、「不正 (Fraud)」という側面を強調した。

我が国では従来不正会計事件が発生するたびに、監査の厳格化が図られてきた経緯がある。最近でもオリンパス事件を契機に、2013年には監査基準の改訂に加え、監査における不正リスク対応基準（以下、不正リスク対応基準）が設定された。この不正リスク対応基準は、2014年3月期の上場企業等の財務諸表監査から適用されている。よって不正会計に対する監査の厳格化に鑑みれば、不正リスク対応基準の適用される2014年を境として、監査環境が大きく変化している可能性もあろう。

そこで本稿は、2014年以前の我が国における不正会計事例に焦点を当て、その傾向を定性的に分析することにしたものである。具体的な分析対象期間としては、2004年から2013年に至るまでの10年間とした。山陽特殊製鋼等と並び戦後の粉飾決算のエポックメイキングと言ってもよい「カネボウ事件」が発生した年を含むことに加え、また不正リスク対応基準の適用による監査環境の変化も考慮したからである。

但し紙幅の関係もあり、便宜的に本稿では、前半の2004年～2008年までの5年間の不正会計事例を検討し、後半の2009年～2013年までの不正会計事例については、傾向と分析(2)として次稿で検討することにした。また本稿と次稿では、年度別に不正会計事例に関する特徴・傾向等を整理するに止め、過去10年間（2004年～2013年）における不正会計事例の総括的検討結果に関しては、別稿の傾向と分析(3)において取りまとめて述べることを予定している。

2 過去10年間における不正会計の全般的傾向と課題

まず、2004年から2013年までの10年間における不正会計の推移をここで整理しておきたい。図表1に整理したように、件数で概観すれば、過去10年間における累積件数208件、年平均で約20件という規模である。同一企業でありながら、数回にわたり不正会計が発覚した場合もあることから、本稿では社数ではなく、件数ベースで検討を加えた。

全般的な傾向として、2006年から不正会計の発生件数が、二桁に増加している点を指摘することができる。件数的には、2010年がピーク（33件）となっている。また2006年以降は、年ごとに若干の変動はあるものの、概ね20件程度の不正会計が継続的に発覚していることも読み取れる。この傾向は2014年以降にも該当している。因みに、不正会計の件数は増加しているが、あくまで「発覚」した件数であって、実際の不正件数

図表 1 10 年間に於ける不正会計の推移 (2004 年～2013 年)

年	件数	主な事例
2004	6	カネボウ, メディア・リンクス
2005	8	サンユウ, アドテックス
2006	21	ライブドア, ペイントハウス
2007	28	三洋電機, 井関農機, 加ト吉
2008	28	I H I, ニイウスコー
2009	23	広島ガス, ダイキン工業, 近畿日本鉄道
2010	33	JVC・ケンウッド, メルシャン, エフオーワイ
2011	21	オリンパス, 大王製紙, 大和ハウス工業
2012	18	沖電気工業, J・フロントリテイリング
2013	22	雪国まいたけ, タマホーム, リソー教育
合計	208	

(出所) 会社発表資料・新聞報道等より作成。

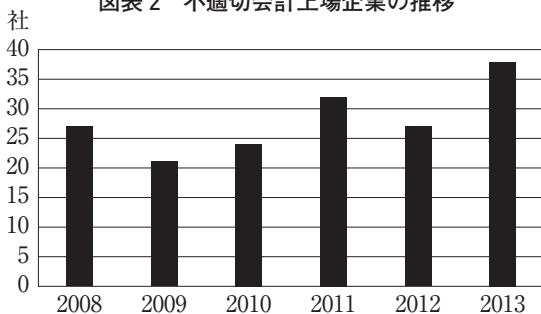
の増減傾向は公表されない限り、外部からは不明である点に留意が必要であろう。

参考までに、東京商工リサーチが発表している「不適切会計上場企業」との比較を行った(図表 2)。同社は 2007 年から不適切な会計についての調査を行っている。傾向として、対象企業数は増加しており、2013 年度には 38 社に達し過去最高を記録している。

本稿とは、カウントの仕方が社数か件数か、年度か暦年か、そして不適切会計の把握の仕方等に違いがあるため、必ずしも同じ結果とはなっていないものの、傾向的に増加している点には大きな違いがないと言えよう。

ところで 21 世紀初頭における米国の Enron や WorldCom に代表される不正会計事件が、世界的

図表 2 不適切会計上場企業の推移



(出所) 東京商工リサーチHPより作成。

に横行していたことは記憶に新しい¹⁾。一方我が国でも、老舗カネボウの巨額粉飾事件や西武鉄道に端を発した数多くの有価証券報告書虚偽記載問題が発覚し、大きな社会問題となった。このように我が国においても 2004 年以降の過去 10 年間には、社会的に不正会計あるいは企業の不祥事が注目を浴び、その抑制や撲滅がたびたび議論されてきた。

それにもかかわらず、図表 1 を見る限り、不正会計というある意味で会計上の病理現象は減少するのではなく、むしろ不正会計事例が恒常的に発生しているというのが現状となっている。2004 年以降、内部統制報告・監査の実施や監査におけるリスクアプローチの導入等が図られ、本来であれば不正会計は減少してくることが予想されていたものの、実際には逆の現象が確認されたことになる。

かかる状況は、我が国の会計士監査に対する不信を深め、2013 年の監査基準改訂及び不正リスク対応基準設定に至ったことは前述した通りである。但し、監査基準改訂及び不正リスク対応基準設定の不正会計抑制等に対する有効性については、様々な議論がある。昨年来問題となった東芝事件を契機に、再び不正に対する会計士監査に懸念がわき起こり、制度的対応のなされる可能性も否定できないが、その帰趨は現時点で確定的ではない。

会計士監査は不正発見を直接的な目的としているものではないが、あまりにも不正会計事例が続出した場合、会計士監査の制度上の意義や有効性に疑問を投げかけることになる「期待ギャップ」問題の発生を招くことになる。しかし不正会計の件数的増加は、内部統制報告導入等のみならず、監査の厳格化の成果という側面も否定できない。従来であれば、仮に不正があっても、公表されずにいたかもしれない事件が顕在化するようになったからである。期待ギャップ問題は残るとしても、この点で大きな前進があったことは確かであり、会計士監査の役割を徒に批判することには疑問も残ろう²⁾。

過去10年間の不正会計については、ベンチャー企業や中小企業だけの問題ではなく、想定外とも言えるような老舗企業や大企業でも不正会計が発覚しており、不正会計問題は決して例外的事例とは言い切れなくなりつつある。いかなる企業にも起こり得る、今そこにある危機である。従って、全体を概観するだけでは不十分であり、不正会計の検出に適切な対応が求められていることは時代の要請と理解しなければならない。

かかる状況を踏まえ、利害関係者としては、会計士監査に信頼を置きつつも、不測の損害を被らないために、どう対処すべきであろうか。従来からの財務分析は不正会計の有効な検出策である。しかし財務分析による不正会計の検出は、情報劣位にある外部利害関係者にとって必ずしも容易なことではない。財務分析と併用して、不正会計事例を丁寧に吟味し、過去の事例の特徴点・共通点・相違点等を定性的に分析することも、目新しくはないものの、実践的な対応ではなからうか。そこで、本稿は定性的分析の一例として、不正会計事例の傾向分析を試みようとするものである³⁾。

3 | 不正会計の傾向分析（2004年～2008年）

前節では、2004年から2013年までの10年間における不正会計全般を概観した。そこで前半の5年間（2004年～2008年）における不正会計事

例には、いかなる傾向があるのかを次に検討する。以下、時系列（暦年ベース）で不正会計の傾向分析をしていきたい。

3.1 2004年における不正会計の傾向

2004年においては、図表3に整理した通り、6件の不正会計事例があった。まだ発覚した事例の件数としては、決して数は多くないが、戦後の不正会計事例としては、山陽特殊製鋼事件と並ぶ「カネボウ事件」が発覚している。

戦前からの名門企業カネボウは、かつては繊維業界の代名詞ともいえる存在であった。戦後は、有名なペンタゴン経営として多角化を図ったものの、化粧品を除き繊維に代わるような中核事業が育たず、業績は長らく低迷が続いていた。その結果、2004年に入り産業再生機構の支援を受けて経営再建を図ることになった。ところが過去の経営責任を追及するために社内調査が実施されたところ、粉飾決算が明るみに出たため、上場廃止を余儀なくされ、2007年には名門カネボウの社名に幕を下ろした。特筆すべき点は、粉飾の長期的な実施もあるが、同一監査人による長期にわたる監査従事の上、担当会計士が粉飾を知らながら会社と癒着し、粉飾を見逃していたことである⁴⁾。このため、会計監査に与える影響は非常に大きかった事例であり、同一監査人の継続性の有無が注目すべき傾向となった。

2005年には旧経営陣や監査人から証券取引法違反で逮捕者も出るに至った。監査を実施してい

図表3 2004年の不正会計一覧⁵⁾

会社名	市場	不正会計処理等の内容
カネボウ	東証1部	架空売上上の計上、経費の過小計上、不振関係会社の連結外し等により利益の過大計上
アソシエント・テクノロジー	マザーズ	取引先と共謀し、伝票等の偽造を行い費用の過小計上や架空取引を実施し、決算を仮装
森本組	大証1部	架空工事の捏造、工事原価の先送り等により、利益を過大計上
キャッツ	東証1部	自社株の買戻しのための資金を会社買収資金と偽り、株式取得費用を過大計上
メディア・リンクス	ヘラクレス	IT企業間での循環取引等により架空売上を計上し、決算を仮装
三谷産業	名証2部	リース取引の売上を過大計上、売上原価の過小計上により、赤字決算を黒字に仮装

（出所）第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

た監査法人である中央青山監査法人は、カネボウ事件等の発覚もあり、業務停止命令を受けた後、みずぎ監査法人に改称した。しかし、その後日興コーディアルグループの不正会計事件が発覚し、監査業務継続が困難となり、2007年に解散することとなった（但し、あらた監査法人が設立され、一部の監査業務は継続された）。上場企業間での監査難民問題も発生したが⁶⁾、近年大手監査法人が集約化された結果、仮に中央青山監査法人の事例と同じようなことが発生した場合には、同様な事態の発生する懸念がある。

なおカネボウ事件では、粉飾決算がかなり以前から行われていたと言われていたが（80年代から行われていたとの報道もある）、開示された情報からだけでは、粉飾決算の開始時期を初めとして、依然として必ずしも明らかではない点も残っている。

また、2004年は後年のIT企業の不正事例の先駆けとも言えるメディア・リンクス事件も発覚している⁷⁾。同社は、2002年10月に大証ナスダックに上場したのもつかの間、僅か1年半で上場廃止となった企業である。このためカネボウに劣らず、資本市場へのインパクトが大きかった不正事例である。

詳細については、後述するが、同社の不正の手口は、架空売上による決算操作である。すなわち、上場以前から既に実践されていたようであるが、外部の協力会社と共謀し、複数の企業を巻き

込んだ循環取引を通じた架空売上に計上していたものである。他社との共謀行為が介在するため、外部監査でも容易に不正を検出することが困難な側面もあり、事後的に見てもメディア・リンクス事件以降、同じような架空循環取引を悪用した決算操作は頻発することになった⁸⁾。この意味において、メディア・リンクス事件を契機に、事例研究をより一層深く極めていけば⁹⁾、後年での循環取引事例への抑止に役立ったかもしれない。一方で、IT企業の持つ業界特性への配慮に加え、架空売上計上の懸念が伴うため、傾向分析としては、循環取引による売上に対するリスクは著しく上昇することとなった。

3.2 2005年における不正会計の傾向

2005年には、図表4に整理したように、8件の不正会計事例が発覚している。前年に比べ、極端な事例はなかったものの、爾後頻発する不正会計の先駆けのような事例が発覚した点は、注目すべき年であった。傾向分析としての着眼点は、①子会社に係る不正、②海外取引に係る不正、③売上取引に係る不正、④新興企業による不正である。以下順にコメントを加えていきたい。

先ず子会社に係る不正であるが、カネボウの例のように、伝統的に連結外しが一般的に不正会計で利用されてきた。ここでコメントしておきたいのは、親会社サイドの問題ではなく、子会社サイドの問題である。ニチイ学館の場合は、子会社で

図表4 2005年の不正会計一覧

会社名	市場	不正会計処理等の内容
日本システム技術	東証2部	書類・印鑑の偽造等を行い、ソフトウェアの架空売上に計上し、利益の過大計上
グローバリー	名証1部	顧客とのトラブル解決等のため、営業収益・営業費用を過小計上し、簿外資産を形成
ニチイ学館	東証1部	子会社における土地売却取引を不適切に処理し、利益を過大計上
ノース	マザーズ	海外とのライセンス契約に係る不適切な売上計上
サンユウ	大証2部	偽造書類による金員の着服を隠蔽するため、決算を仮装
アドテックス	ヘラクレス	赤字隠蔽のため架空売上に計上し決算を仮装
宮	ジャスダック	販管費処理すべき優待券を売上計上、広告費の肩代わり等により、利益の過大計上
サンライズ・テクノロジー	ヘラクレス	売上取引の修正処理を繰延し、上期の売上高を過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

の会計処理上の問題である。誤謬を含む、子会社自体における不正が連結上の不正につながる傾向が、2005年以降確認されるようになったことには注意したい。

次に海外取引に係る不正である。外国の不正事例の場合、例えばイタリアの食品企業パルマラットに見られるように、海外取引を悪用した不正は多い。我が国の場合、従来は海外取引に係る脱税事案が多く、不正会計事例では相対的に少なかった印象が強い。しかし、後述するように、不正会計分野でも、海外取引、特に子会社を巻き込んだ形態の不正が散見されるようになってきている。端的に表れた事例が、ノースであろう。ノースの場合、海外取引を絡めた売上の操作が問題視されている。

そして売上取引に係る不正であるが、既に循環取引については触れている。2005年も前年と同様、売上高の操作が顕著であった。8件の不正会計事例の内、6例が売上操作である。特に、日本システム技術のように、無形のソフトウェアを利用したケースは、IT企業における循環取引と無形資産が絡んだ不正事例の嚆矢となるものであった。

最後に新興企業による不正である。特筆すべきは、前述したノースとサンライズ・テクノロジー2社のケースではなかろうか。ノースは、1990年設立後、2002年上場、そして2005年上場廃止（その後破産）、そしてサンライズ・テクノロジーも¹⁰、1991年設立後、2001年上場、そして2007年上場廃止というほぼ同じような道筋をたどった新興企業である。売上高の恣意的操作自体大きな問題であるが、適時開示や不十分な開示内容等情報開示姿勢にそもそも誠実性の欠如したところも大きな問題を惹起し、投資家の信頼を裏切るものであった。両社とも上場企業として相応しかつたのかどうかという点で、疑問の感じられる企業であった。このようにして新興上場企業における不正会計の懸念は、2005年以降高まった傾向と理解することができる。

3.3 2006年における不正会計の傾向

2006年は、図表5に整理したように、発覚した件数だけでも、21件を数え、以前と比べ大幅に不正会計が増加した年であった。

2006年については、特徴的な傾向がいくつか挙げられる。例えば新興企業に止まらず、NECや日興コーディアルグループを初めとした老舗大企業における不正会計が発覚したこと、2005年と同様に後年の不正会計事例の萌芽とも言うべき事例が散見されたこと、さらに不正会計で使用されることが多い手法の典型例（架空循環取引等）が数多く確認されたことなどは、傾向分析として見逃せないところである。

とりわけ不正会計を行った企業の顔ぶれを見るに、東証1・2部上場企業だけで、事例の約半数を占めている点は象徴的である。すなわち2006年以降、毎年のように老舗企業による不正会計事件が発覚するようになったことから、その背景事情は後述するが、2006年は戦後の不正会計事例におけるターニングポイントの年と言えよう。

また、カネボウ事件以上に世間で話題となったライブドア事件が発覚したことも特筆すべきであろう¹¹。同社の社長であった人物が、様々な場面においてマスコミ等で話題を振りまいていた点や証券取引上での諸問題を惹起させた点、戦後の不正会計事件としては記憶に残るところであった。

事例としては、子会社（ライブドアマーケティング）における架空売上計上に加え、ライブドア本体においても、連結対象である投資事業組合をあたかも外部企業の如く装い、当該組合の売却したライブドア株の売却益を自社内に取り込み、本来資本取引として処理すべき自社株売却益を売上高に計上しただけでなく、さらに架空売上の計上も行い、結果的に損失であったにもかかわらず、黒字決算を仮装した粉飾を行ったものである。自社株式を活用した企業買収による企業成長、そして高株価の演出という一連の企業戦略は、このような不正会計に基づくものであった。仮装利益金額自体はカネボウ事件等に比べ、巨額とは言えな

図表5 2006年の不正会計一覧

会社名	市場	不正会計処理等の内容
ライブドア	マザーズ	自社株売却益を売上に計上等により、経常赤字を黒字に仮装
NEC	東証1部	業績を仮装するため、子会社での循環取引による売上・利益の過大計上
蝶理	東証1部	売上の過大計上、売上原価の過小計上による利益の嵩上げ
フクビ化学工業	東証2部	子会社を含む会社間で架空循環取引に基づく売上過大計上により、過大な利益を計上
ペイントハウス	ジャスダック	債務免除益を不当に計上し、債務超過である実態を仮装
レオパレス21	東証1部	長期貸付金等の利息収入の未計上等による決算仮装
ネクストウェア	ヘラクレス	注文書等を偽造し、架空売上高による利益過大計上
ユニコ・コーポレーション	ジャスダック	架空売上等で利益の前倒し計上
東海物産	名証2部	為替差損の計上漏れ、売掛金にかかる不適切処理等による利益の過大計上
イソライト工業	大証1部	子会社の棚卸資産過大評価等により、利益の嵩上げ
東日本ハウス	ジャスダック	退職給付債務を過小計上し、利益を過大計上
丸正	東証2部	売上計上の前倒し、値引きの未処理による売上の過大計上
すみや	ジャスダック	資金調達悪化等の防止のため不適正なリポート等の計上
日興コーディアルグループ	東証1部	社債発行を不適正に処理、SPCを連結除外し、利益を過大表示
ミサワホーム九州	福岡	売上高の繰上計上により決算を仮装
TTG	ジャスダック	債務超過にもかかわらず、利益過大計上により、増資を実行
橋本総業	ジャスダック	売上高の過大計上による利益水増し
東海染工	東証1部	在庫報告書等を改竄、架空売上等を計上し決算を仮装
大気社	東証1部	工事原価の支払い保留、経費の付け替え等により利益の過大計上
アイ・エックス・アイ	東証2部	架空売上計上による利益水増し、簿外債務の隠蔽で決算を仮装
丸善	東証1部	売上高の前倒し、原価の先送り等により利益の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

いものの、証券市場に与えた影響は無視し得ないものもあり、刑事事件に発展していったのであろうと推測される。

最近の不正会計事例で使用されることの多い架空循環取引を利用した不正会計事例も2006年に多数発覚しているが¹²⁾、アイ・エックス・アイ(IXI)の事例に若干コメントを加えておく。同社は、2002年ナスダック・ジャパン上場後も、見かけ上好調な業績を継続していた。しかし、棚卸資産に関する疑義を監査法人から指摘された後、会計処理上の疑問点が続出し、2007年には倒産に追い込まれた企業である。会計上は、多額の簿外債務の存在に加え、売上高のほとんどが架空循環取引に基づくものであったという点で、上場企業であるにもかかわらず、その決算内容の信頼性を失墜させたことは見逃せない。メディア・リン

クス事件に関連して社名が登場していたこともあり、同社が架空循環取引により不正を行っていた可能性を勘案し、適切な対応を取ったならば不測の事態を回避することができた可能性のある事例である。利害関係者にとっても、事例研究による傾向分析の重要性を再確認させたケースと言ってよいであろう。

一方、2006年は前述したように老舗企業の不正会計発覚ということに加え、子会社(SPCも含む)による不正会計にも注目したい。具体的には、ライブドア、NEC、フクビ化学、イソライト工業の4社であるが、日興コーディアルグループのSPCを加えれば、5社と全体の2割強を占める。内部統制が連結ベースでは必ずしも十分に整備・機能してはいない環境下、子会社を含めた不正会計の潜在的危険性は増していたことにな

る。

かかる状況に鑑みれば、例えば多くの内外子会社を抱える著名企業であっても、社名や社歴に捉われることなく、傾向分析としては、会計処理上の健全性に関して十分な心証を形成しておくことがますます肝要になりつつあることに注意すべきである。

ところで、なぜ2006年から不正事例が数多く発覚するようになったのであろうか。理由としては、前述したカネボウ事件に伴う監査法人の消滅等を契機に、公認会計士や監査法人による外部監査が厳格化された影響は大きいと思われる。

さらに、不正の疑いがある場合には、弁護士等を交えた第三者委員会を立ち上げ、いち早く事件を公表する慣行が生まれた。この結果、以前であれば、事件化しない限り不明であった不正会計事例が表面化してきたことも、発覚件数の増えた要因ではないかと推測される。

3.4 2007年における不正会計の傾向

2007年の不正事例については、図表6・図表7に整理した。2006年を上回る28件の不正会計事例が発覚している。不正が発覚した企業の割合を

見ても、前年と同様、老舗企業を含む東証1・2部上場企業だけで約6割を超え、新興企業ではないからと言って、不正の懸念がないと安心できない傾向が認められるようになっている。

2007年に注目すべきは、内部統制報告・監査の導入準備が本格化してきた影響であろう。そこで、不正会計事例との関連についてコメントしておこう。

すなわち2004年以降、数多くの不正事例（純然たる会計処理上の不正事例以外にも、西武鉄道等による有価証券報告書の虚偽記載も含める）が明らかになるにつれ、我が国でも米国SOX法と同様に、内部統制報告・監査制度の導入が声高に主張されるようになり、上場企業等においては2008年4月1日以後に開始する事業年度より内部統制報告・監査が実施されることになった。当然ながら企業は内部統制報告・監査導入以前から早期に体制整備を進めてきたと考えられる。そのことが奏功したのかもしれないが、以前から存在していた不正を炙り出す結果となり、不正件数増加につながったという事情も恐らく多かったのではないかと推測される。

2007年に発覚した不正事例を概観するに、傾

図表6 2007年の不正会計一覧(1)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
サンビシ	名証2部	先物取引損失を抱える連結子会社外しを行い、債務超過を隠蔽
三洋電機	東証1部	子会社・関連会社株式の評価損計上を繰延、違法配当を実施
井関農機	東証1部	製造子会社における製造原価の資産計上等による利益の過大計上
加ト吉	東証1部	架空循環取引による架空売上等による利益の過大計上
サイバーファーム	ヘラクレス	売上高の前倒し計上、引当金の不適切処理等による過大な利益の計上
エー・アンド・アイシステム	ヘラクレス	システムの仲介取引に係る損失を繰延し、決算を仮装
岡谷銅機	名証1部	加ト吉グループとの循環取引等による売上高の嵩上げ
ヒマラヤ	東証2部	子会社での循環取引による売上高の嵩上げ等による決算仮装
日本鋳鉄管	東証1部	売上の早期計上、費用の不合理な繰延により決算仮装
兼松	東証1部	連結子会社における不適切な売上取引の計上による決算仮装
エス・バイ・エル	東証1部	業績目標達成のための売上高の前倒し計上
ブックオフコーポレーション	東証1部	業績目標達成のため、取引先との循環取引を行い、売上高の嵩上げ
ヤマトマテリアル	ジャスダック	NEC子会社との間における架空取引による売上・利益の過大計上
マルヤ	東証2部	仕入時期の繰延や在庫水増しにより売上原価を過小計上し、利益を嵩上げ

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

図表 7 2007 年の不正会計一覧 (2)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
ネットマークス	東証1部	ソフトウェア購入費用の不適切な処理、不明朗な仮払金処理等により売上・利益を過大計上
富士通	東証1部	子会社において、架空取引を行い、売上・利益の過大計上
日特建設	東証1部	子会社でのリース資産の過大計上、償却費過小計上、売上過大計上による決算の仮装
東日カーライフグループ	東証1部	売上原価や販売費・一般管理費等の費用を過小計上し、利益過大計上
酒井重工業	東証1部	確定受注案件の早期売上計上により、利益前倒し
クリムゾン	ジャスダック	業績目標達成のため、担当役員が組織的に在庫評価等を水増し、利益の嵩上げ
セタ	ジャスダック	役員が共謀し証拠書類の偽造等により、未出荷売上により、過大利益を計上
ハウスイ	東証1部	架空在庫・加工賃の水増し等、利益の過大計上と横領を実施
アスキーソリューションズ	ヘラクレス	架空売上計上、違約金未計上等により資産の過大評価と利益捻出
稲畑産業	東証1部	取引先と共謀した架空仕入に伴う棚卸資産の過大計上、架空売上の計上
サカイオーベックス	東証1部	請求書等の書類を偽造し、架空売上が計上し、営業成績の仮装
平和奥田	大証2部	架空売上計上、工事進行基準の不適切な適用等により損失計上時期を操作
真柄建設	東証1部	工事原価の付け替え、工事原価の繰延等不適切な原価処理により損益操作
オー・エイチ・ティー	マザーズ	売上及び仕入計上処理、棚卸資産の計上等を不適切に行い利益を嵩上げ

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

向分析としては、次の2点を指摘できる。第一に、既にいくつかの事例でも指摘したが、子会社(あるいは関連会社)を舞台とした不正事例が、2007年も多く確認されたことである。例えば、製造子会社において製造原価を操作した井関農機のケース、子会社における売上高の過大計上が発覚したヒマラヤや兼松のケース等である。

第二は、加ト吉が典型的なケースであるが、企業評価上のリスクである架空売上高の計上による利益嵩上げ事例が顕著となったことである。単純に計算しても2007年の不正事例の内、約4割が該当している。外部監査がなされているとは言っても、架空売上が多く明るみに出ている以上、利害関係者にとって、売上高の信頼性をいかに評価すべきかは、無視し得ない分析上の課題であることは言うを待たない。

そこで、他社の事例を考察する上で参考となる点が含まれることから、加ト吉の事例を簡単に振り返ってみたい。同社は冷凍食品の大手企業であったが、創業者が長い間社長の座に居すわって実権を握り、売上至上主義から表面的な売上増大

を図るため、循環取引を利用した架空売上計上を行っていたものである。社長の権力があまりにも強すぎ、社内でも反対を唱えることが困難であったというワンマン経営の悪しき弊害、すなわち個人商店の域を実質的に脱し切れていなかったことが不正を招いたのであろう。

特に注目すべき点は、1956年の創業以来連続増収で著名だった同社にとって、増収記録を打ち立てること自体がいつしか企業目的になってしまい、それが営業現場には強いプレッシャーとなり、減収を避けるため取引先と共謀した循環取引に手を染めてしまったという組織面の欠陥が露呈したところである。かかる状況は決して特異なものではない。

循環取引では、取引先に手数料を払いながら、商品等の名義のみを変更し、実際に出荷はなされず、倉庫に保管したままで売買処理のなされる形態が一般に採用されていることが多い(帳合取引とも言われる)。様々なバリエーションが存在しており、例えば実際に商品等が出荷されるものの、最終的に売主に戻ってくる仕組みのため、コ

ストを負担して事実上商品等の買戻しをしているに過ぎないような取引もある（因みに、東芝で問題となったPC販売を巡る子会社とのBuy-Sell取引も¹³⁾、循環取引の一種とみなすことができるかもしれない）。

いずれにしろ循環取引に依存すれば、表面的に売上高は膨らむが、手数料見合いで費用も嵩むだけではなく、資金の負担も重くなり、実際の業績は徐々に蝕ばまれていく病理的現象と理解すべきである¹⁴⁾。たとえて言うならば、薬物中毒と同様に、習慣化してしまう恐れが多分にあり、一度手を染めてしまった場合、容易に止めることが困難となってしまうところに循環取引の恐ろしさがある。

循環取引を悪用した架空売上計上による会計不正は、繰り返すように非常に多く確認されている。我が国に売上に関する会計基準がないことに加え（一ノ宮（2005））、取引先と共謀した場合には、領収書や納品書等が整備され外部監査でも容易に架空取引であると見破ることが困難であるという事情もあり、売上高を巡る不正事例は後を絶たないと考えられる。現在、企業会計基準委員会

において、収益に関する会計基準作成が鋭意進められているが、会計基準が作成され、売上高を巡る不正が少しでも減少することを期待したい。

3.5 2008年における不正会計の傾向

最後に2008年であるが、図表8・図表9に整理したように、2007年に引き続き28件の不正会計事件が判明している。件数が同数であるだけでなく、東証1・2部上場企業が約半数を占めるとともに、老舗の大企業において不正会計が発覚している点という前年までの傾向にも変化はない。前述したように、2008年度より上場企業に対して、内部統制報告・監査の適用がスタートした点も、恐らく不正発覚に一役買っていることが推測される。

2004年～2007年までの4年間と異なる特徴的傾向としては、図表8・図表9に整理した会社名欄の中に、番号を付した企業が見られるところに注目したい。これは、同一企業が複数の不正事例に関わっていることを意味するものである。三井物産、伊藤忠商事、大水、フォーバルの4社に、複数回の不正会計が確認された。傾向分析として

図表8 2008年の不正会計一覧(1)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
日本バイリーン	東証1部	長期にわたり架空循環取引を行い、売上高の嵩上げ
ニイウスコー	東証2部	架空循環取引を行い、売上高の嵩上げを実施し、業績を仮装
中道機械	札幌	仕掛品原価の過大計上等により、利益の嵩上げ
伊藤忠商事(1)	東証1部	仕入計上金額や売上計上金額を実態より過小・過大にし、利益計上の平準化
コクヨ	東証1部	子会社で架空取引や不明支出等により利益操作を実施
アクセス	ジャスダック	資金調達目的から、システム開発関連取引の前倒しによる売上水増しで、赤字決算を黒字に仮装
アリサカ	ジャスダック	棚卸資産の過大計上、店舗改装費の架空計上等により債務超過を隠蔽
IHI	東証1部	工事進行基準での工事原価の過小見積り、赤字工事への過小引当等により過大利益を仮装
丹青社	東証1部	子会社での売上過大計上と売上原価の過小計上による過大な連結利益の計上
三井物産(1)	東証1部	支店において、架空取引や循環取引を行い、売上・利益の操作を実施
プラコー	ジャスダック	業績を仮装するため、売上計上時期の早期化を図った
オオゼキ	東証2部	預金勘定操作や架空仕入れ割戻の計上等により、経理ミスを隠蔽
プロデュース	ジャスダック	架空売上による収益の水増し等を実施し、赤字決算を隠蔽
鹿島	東証1部	子会社において、架空循環取引を行い、業績の過大計上

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

は、同一企業における不正（不正自体は同じとは限らない）が繰り返されるケースも存在する点を強調しておこう。不正は一度発生すれば、それで終わりという訳ではない。

伊藤忠商事を除く、3社は2009年以降に別の不正が発覚しているのに対し、伊藤忠商事の場合は同一年中に2件の事例が発覚している。問題は企業固有の要因にあるとは言えようが、事業部門の独立性が強いと言われる総合商社（三井物産も該当する）という業態特性の影響も否定できない上、内部統制が必ずしも国内外の末端まで行き届いていなかったことにも原因はあったのではないだろうか。

その後の不正会計事例にも類似事例が散見されるようになったことに鑑みれば、内部情報に接することのできない利害関係者にとって、国際化・多角化が進んでいる企業に関しても、無批判的にポジティブな評価を行うのではなく、その積極面

と消極面をバランスよく企業評価上で考慮しなければならないという重い課題を投げかけたと言える。

また円高への為替相場の急展開や2008年9月に発生したリーマンショックに伴う世界的同時不況等が、各社の事業環境に大きな影響を及ぼしたことから、業績維持・向上の圧力は恐らく従来以上に厳しいものになったのであろう。すなわち、中計で設定した業績目標や市場に発した業績予測等の達成が、急激な経済情勢の悪化を受け、極めて困難視されるような状況に陥った結果、コスト削減では悠長過ぎるため、形振り構わず売上増を目指した企業も多かったのではないかと想像される。

しかし喫緊の対策とはいえ、弥縫策である点は否めなく、想定通りに損益が改善せず、苦しかった企業の中には、やむなく販売や仕入取引の操作に手を染めた企業も現れてしまったという推

図表9 2008年の不正会計一覧(2)

会社名	市場	不正会計処理等の内容
ジーエス・ユアサ・コーポレーション	東証1部	子会社での架空循環取引に基づく過大売上計上による過大な連結利益の計上
スギ・ホールディングス	東証1部	経理担当役員が、過去数年にわたり資金を横領し、損害見合いの現金等を仮装
伊藤忠商事(2)	東証1部	三国間貿易取引における架空取引を捏造することにより、業績を過大表示
フタバ産業	東証1部	金型や溶接機の不適切な原価処理、固定資産に係る不適切費用処理等により利益の過大計上
大水(1)	大証2部	損失隠蔽のため、架空循環取引の実施により、架空売上・架空在庫を計上し、決算を仮装
京樽	ジャスダック	子会社において架空循環取引等が実施され、現金が不正に社外流出
太洋興業	ジャスダック	架空在庫の計上、売上の過大計上等により、架空利益を捻出
ゼンテック・テクノロジー・ジャパン	ジャスダック	架空売上の計上や売上計上の早期化、貸倒引当金の未計上等により、利益を嵩上げ
北恵	大証2部	損失を隠蔽するため、架空売上と架空外注費の計上等を実施し、利益を水増し
トラステックスホールディングス	大証2部	不適切な売上計上、不良債権への貸倒未処理等により、決算仮装
理経	東証2部	業務拡大を図るため、特定取引先との架空取引等実施により、過大な売上を計上
アイ・ビー・イー・ホールディングス	マザーズ	上場達成等の目的のため、子会社を利用した循環取引等を実施し業績を過大計上
フォーバル(1)	ジャスダック	商品の横領・不正利用や交通費の過大請求等により不正を実施
ビックカメラ	東証1部	池袋本店に係る不動産証券化を不適切に会計処理(連結子会社のオフバランス等)

(出所) 第三者委員会報告・ニュースリリース・新聞報道等から作成。

測も十分成り立つであろう。実際のところ、図表8・図表9に示したほとんどの企業（28社中22社）が、架空循環取引をはじめとした売上取引あるいは仕入取引を操作している。2004年～2007年までの状況とは大きく異なる点である。

リーマンショックが我が国の企業経営に対し、いかに大きなネガティブな影響を及ぼしたかということ、かかる決算の仕振りからも推測することが可能である。リーマンショックに起因する金融環境の悪化と引き続くデフレ不況の影響は長引き、2008年以降における不正会計事例の頻発の背景となっている。このため、利害関係者にとっては、今まで以上に不正会計の懸念に対し、外部環境の経営へのインパクトや不況抵抗力の強弱等を吟味する必要性が強く求められていると理解したい。

4 | まとめ

2015年は、我が国のディスクロージャー制度にとって、記念すべき年（いわゆるガバナンス改革元年）であった。すなわち、政府の日本再興戦略に基づき、同年6月にはコーポレートガバナンス・コードの適用が開始された。さらに一昨年の機関投資家向けのスチュワードシップ・コードと相まって、企業と投資家（市場）とが対話を通じて企業価値の向上を図り、企業の持続的成長を促す仕組みが確立された年であったからである。しかしながら、様々な企業・業界において、会計情報のみならず、データの偽装が相次いで発覚したことから、皮肉なことに「偽装（不正）発覚元年」と呼ぶこともできる不名誉な年でもあった。この点は、非常に残念であった。

ところで、本稿では最近の10年間（2004年～2013年）の内、前半の2004年～2008年までに発覚した不正会計事例を時系列で検討してきた。前半5年間には、カネボウやライブドア事件等、爾後の会計・監査領域に大きな影響を及ぼす事例が発覚しただけではなく、一方で内部統制報告・監

査の制度化等により、我が国企業のディスクロージャーの質の改善やコーポレートガバナンスの向上も見られたような激動の期間でもあった。

この激動の期間において、本稿で検討したように、不正会計は後を絶たず、むしろ年を追うごとに不正発覚件数の増加が見て取れた。不正発覚に至るまで数年間を要していることを踏まれば、仮に発覚しなければ、現在に至るまで闇に葬られたままの事件も多かったと想像することに難くない（当然ながら表面化していない不正も存在しよう）。しかし逆に言えば、不正事例の発覚が多くなったことは、利害関係者が不測の損害を被るリスクを未然に低減させたことになったとも解釈ができる。但し、制度整備にもかかわらず相変わらず不正会計が減少しない状況については、別の解釈が必要であろう。

分析のまとめとして、最近10年間の前半5年間（2004年～2008年）において、発覚した事例から導き出せる不正の傾向を整理すれば、以下のようになろう。

- ①売上取引に係る不正リスクの増大と恒常化
- ②架空循環取引（必ずしも売上取引に限定されない）による不正の頻発と一般化
- ③内外子会社における不正の増加
- ④不正企業の顔ぶれの拡大（新興企業に加え、老舗・大企業での不正）
- ⑤不正を繰り返す企業の存在
- ⑥同一監査人の継続的関与に対する懸念増加

特に、①と②と④の3点は、前半5年間の不正事例で反復して確認された事項であり、不正検出を試みる場合の留意点として注意を喚起しておきたい。

先行研究にも事例研究を行ったものは数多い¹⁵⁾。本稿の貢献は、不正手法や不正事由に基づいて事例を整理するのではなく、不正の反復性や類似性等を浮き彫りにすることができるように、時系列で不正会計事例をフォローして検討する傾向分析の意義を指摘したところにある。事例研究では、不正手法を事例別に網羅するのも有益であるが、例えば年度別あるいは業種別に比較検

討し、不正手法の変遷や適用状況等の普遍性・特異性を傾向的に明らかにできれば、潜在的な不正に対する予見可能性を高められると考える。事例研究にも、様々なアプローチを考案することにより、不正分析の高度化に資することができるはず

である¹⁶⁾。従って、情報劣位にある利害関係者にとって、本稿で試みた傾向分析は不正検出に新たなヒントを与えてくれる契機となる可能性があるだろう。

●謝辞

本稿は、平成27年度専修大学研究助成・個別研究「研究課題外部利害関係者のための不正会計検出に関する総合的研究」の研究成果の一部である。ここに記して感謝致します。

●注

- 1) 同じような不正事例の米国での動向については、例えば一ノ宮(2008)第1章をされたい。
- 2) 東芝における会計監査についての批判が高まったことを受け、2015年金融庁には、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置され、2016年3月には提言が出されている。制度変更がどのようになるのかについて、本稿執筆時点では明らかではない。しかし、本稿のテーマに関連するが、不正に対する会計監査を強化する方向に向かうことが予想される。
- 3) 一ノ宮(2004)では、事例研究の重要性を強調し、米国に比べデータ不足が我が国の問題であると指摘した(79-80頁)。現在では、不正会計に関する情報公開が、従来よりも改善されてきている。従って、事例研究の土台はかなり整備されてきたと言えるであろう。
- 4) 同一監査人が同じ企業を担当し続ける場合、世間が危惧する癒着の懸念は避けて通れない。現在再び監査人のローテーション問題が主張されているが、仮に同一監査法人かつ担当者も同じ会計士の場合には、利害関係者としては一応留意すべきポイントである。監査報告書のみならず、有価証券報告書に記載された外部監査人の情報を注意深くチェックすべきであろう。
- 5) 図表3に整理した事例に関する公表資料等の出所については、紙幅の関係上省略しているため、出典等についての問い合わせがある場合、筆者まで照会してください(以下、各図表も同様)。
- 6) 監査難民とは、一般的に監査法人等に監査を引き受けてもらえない企業を意味する。理由としては、不正会計の疑い、人員不足や時間不足等様々な要因が推測される。
- 7) 同社は、これ以外にも、架空増資による資金調達、社長を巻き込んだ数多くの事件(インサイダー取引、業務上横領等)、情報開示等でのコンプライアンス軽視が確認されている。
- 8) 架空循環取引は、例えば、アソシエント・テクノロジー、IXI、加ト吉、ネクストウェア等で見られた。外部と共謀している関係上、形式的には請求書や領収書等の証書類が整備されていることが通例であり、外部監査でも発見が容易ではないことも否定できないであろう。
- 9) メディア・リンクス事件が、監査法人における監査手

法に及ぼした影響についての詳細は不明であるが、日本公認会計士協会は、2005年3月11日付けで「情報サービス産業における監査上の諸問題について」を公表し、循環取引が特に著しく検出される情報サービス業界についての注意喚起を行っている。しかし、その後も循環取引事例は減少せず、逆に増加傾向にあることもあり、同協会は再び「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」を公表(2011年9月15日)せざるを得なくなった。かかる注意喚起は遅きに失した感もあり、メディア・リンクス事件が発覚した初期段階から、より深度ある監査実施を要求すべきであったかもしれない。

- 10) 特に、サンライズ・テクノロジーのケースは、上場後毎年公募増資・第三者割当増資を繰り返し、株価1円を記録するなど資本市場に大きな影響を与えた点、後述するライブドアを彷彿させるような事例でもある。
- 11) 選挙への出馬や球団買収といったマスコミを賑わす話題とは別に、株式交換を利用した企業買収(交換比率自体にも虚偽があった)や株式分割を利用した株価引き上げ工作を巡る法律的・会計的問題等で、ライブドアは様々な問題を投げかけた。なお、2006年に前社長は、証券取引法違反で逮捕されている。
- 12) 架空循環取引には、様々な形態が有り得るが、例えば取引先と共謀した上で、実態の存在しない売買取引を仮装し、証書類上あたかも取引が実在するかの如く取り繕う場合が典型例である。書類等が整備されているため、外部監査でも仮装取引を容易に見破ることが困難と言われており、売上高を嵩上げる手法として多くの事例で使用されている不正の手法である。
- 13) Buy-Sell取引とは、従来から存在した材料の有償支給に類似した取引であるが、PCの組み立て会社に東芝から部品を高く販売しておきながら、その上乗せ価格を反映した価格で完成品を仕入れる取引であり、決算期をまたいで取引が実行された場合、表面上の利益を嵩上げすることが可能となる。
- 14) 極端な事例であるが、2006年に発覚したアイ・エックス・アイでは、ほとんどの売上高が架空循環取引の悪用例であり、文字通り販売実態が全くない企業であった。
- 15) 個別事例研究には、文献が多数存在する。最近の文献として、例えば井端(2014)を参照されたい。
- 16) 事例研究も、不正手法を事例別に羅列するのではなく、例えば年度別あるいは業種別に比較検討し、その不正手法の変遷や適用状況等の普遍性・特異性を明らかにすることができれば、内部情報等を入手し得ない外部利害関係者には、不正発覚に伴う不測の事態を回避できる可能性もある。従って、事例研究にも、様々

なアプローチを考案することにより、分析手法の高度化に資することはできると考える。

●参考文献

一ノ宮士郎(2004)「利益操作に関する日米英の比較」山地秀俊編著『アメリカ不正会計とその分析』51-88頁、

神戸大学経済経営研究所。

一ノ宮士郎(2005)「不正な財務報告と収益認識問題」『企業会計』第57巻第2号, 110-118頁。

一ノ宮士郎(2008)『QOE(利益の質)分析』中央経済社。

井端和男(2014)『最近の粉飾—その実態と発見法—』第5版, 税務経理協会。